

## ○小山市街なか土地活用促進奨励金交付要綱

平成24年12月12日

規程第40号

(目的)

第1条 この要綱は、小山市街なか中高層共同住宅建設促進事業補助金交付要綱(平成24年規程第39号。以下「補助金交付要綱」という。)第6条の規定に基づき認定を受けた小山市街なか中高層共同住宅建設事業計画(以下「認定計画」という)に係る土地を譲渡した者に対し、小山市街なか土地活用促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することにより、小山駅西地区における街なか居住を推進し、中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、土地の譲渡価額とは、土地の譲渡(売却、交換等)に伴い得た収入のうち、土地及び当該土地の上に存する建物に係る収入の合計額(所得税の課税対象となるものに限る。)をいうほか、補助金交付要綱における用語の意義の規定を準用するものとする。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、補助金交付要綱第6条の規定に基づき事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)を直接の譲受人として、当該認定計画に係る土地を譲渡した者で、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他本市のまちづくりに関する条例等の規定に基づく指導又は勧告に従った措置を講じている者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、認定計画に係る土地の譲渡価額から取得費用及び譲渡費用を控除した残額に5パーセントを乗じて得た額とし、予算の範囲内の額とする。この場合において、取得費用は譲渡価額の5パーセントに相当する額とし、譲渡費用は譲渡価額の3パーセントに相当する額とする。

2 前項の規定による奨励金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の奨励金の額は、申請1件につき200万円を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、街なか土地活用促進奨励金交付申請書により市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、補助金交付要綱第16条第3項の規定による通知のあった日以降に行うものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するものとし、奨励金を交付すべきものと認めたときは、奨励金の交付を決定し、その額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うに当たり必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 第1項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）は、街なか土地活用促進奨励金交付決定通知書兼額確定通知書により行うものとする。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条第3項に規定する通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）から街なか土地活用促進奨励金請求書が提出されたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

2 前項の規定による交付決定の取消しは、街なか土地活用促進奨励金交付決定取消通知書により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消す場合において、第7条の規定

により既に奨励金が交付されているときは、街なか土地活用促進奨励金返還請求書によりその返還を命ずるものとする。

(様式)

第9条 この要綱に規定する街なか土地活用促進奨励金交付申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前に補助金交付要綱第7条第1項の規定による通知を受けた事業計画に係る奨励金の交付を受けようとする者に対する奨励金の交付の取扱いについては、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成30年1月15日規程第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。